

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第495回

古くからの市街地では「なぜ」こんな風に建っているのか」と不思議に思う光景もあった。

写真もその一つである。幅員1メートル程度の行き止まりの通路に沿って合

時に道路状空間が4メートル
上となるまで建物を後退
させる、2階以下の専用
住宅にするなども要件と

A black and white photograph of a multi-story building, likely a residence or apartment complex. The building features a prominent balcony on the upper floors and a decorative entrance area with a small awning. The architecture appears to be from the early 20th century.

[学生の田]

建築基準法の接道規定は都市計画区域内で適用される集団規定の中でも最も重要な規定のひとつである。住宅地では住環境の維持ばかりでなく地価にも影響する。接道規定は宅建士

試験にも頻出する分野

たが、授業や試験では42条2項道路を含め、建築基準法の道路の幅員は4メートル以上である。

ゼミのテーマである不動産経営の事例調査のために浦安市の住宅地を実査した。埋め立て地では気にするところもなかつたが、元町といわれる

北浦 陸碧
不動産学部3年

土地利用の順法性と公共性

最適調整する機能乏しく

5号の位置指定道路でもない。また、42条2項道路の例外として幅員2・7mまで狭くできる42条3項道

る可能性もあるが、許可の可否により、通路に面した不動産所有者の資産価値は大きく影響を受ける。

性が課題である。
【教員のコメント】
不動産はMVPであ

ある。社会イン

最適調整す

る機能をもつてゐるが、許可の可否により、通路に面した不動産所有者の資産価値は大きく影響を受ける。

他方、道路に面する土地所有者が、43条の許可のために土地利用が制約されることを理由に反対したことになると、その土地の有効利用は実現できても、8つの土地は有効活用できず資産価値を大きく低下させる。また、そんなエリアに隣接することによる機能をもつてゐるが、許可の可否により、通路に面した不動産所有者の資産価値は大きく影響を受ける。

個別の土地利用の最適と地域の土地利用の最適を調整する機能が乏しい。順法性を超えた公共が課題である。

【教員のコメント】

不動産はMVPである。社会インフラとして公・共・私 の効用極大化ため、Management（やりくり）として、Value（価値）をproduce（創出）する。外部経済を出さないことはもとより、一方一両損の姿勢が豊かさにつなが



狭い道路に住家が建ち並ぶ